

# 有害物質使用特定施設等の構造基準と定期点検（法第12条の4及び第14条）

## < 床面及び周囲 >

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	1	・不浸透性材料による構造（必要に応じて耐薬品性被覆） ・防液堤等による流出防止策	・床面のひび割れ等 ・防液堤のひび割れ等	1年に1回以上
	2	1と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B基準	3	【施設下部が不浸透性でなく、点検可能な空間が無い場合】 ・施設下部以外1に適合 ・漏えいを確認できる措置	・床面のひび割れ等 ・防液堤のひび割れ等	1年に1回以上
	4	【施設下部が不浸透性でなく、点検可能な空間がある場合】 ・施設下部以外1に適合	・施設本体のひび割れ等 ・施設本体からの漏えい	1年に1回以上 1カ月に1回以上

## < 配管等（地上に設置する場合） >

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	1	・強度を有する ・容易に劣化しない ・（必要に応じて）外面の腐食防止措置	・配管等の異常 ・配管等からの漏えい	1年に1回以上
	2	床面から離して設置され、漏えいが目視で容易に確認可能		
B基準	3	漏えいを目視により確認できるように設置	・配管等の異常 ・配管等からの漏えい	6カ月に1回以上

## < 配管等（地下に設置する場合） >

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	1	・トレンチ内に設置 ・トレンチ内は不浸透性材料による構造（必要に応じて耐薬品性被覆）	・配管等の異常 ・配管等からの漏えい ・トレンチ内の異常	1年に1回以上
	2	・強度を有する ・容易に劣化しない ・（必要に応じて）外面の腐食防止措置	配管の圧力検査、 水位の確認等	1年に1回以上
	3	1または2と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B基準	4	トレンチ内に設置	・配管等の異常 ・配管等からの漏えい ・トレンチ内の異常	6カ月に1回以上
	5	漏えい等を確認できる措置	漏えいの有無	1カ月に1回以上
	6	4または5と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度

## < 排水溝等 >

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	1	・強度を有する ・容易に劣化しない ・（必要に応じて）表面の腐食防止措置	排水溝等の異常の有無	1年に1回以上
	2	1と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B基準	3	地下浸透の有無を確認できる措置	排水溝等の異常の有無 地下浸透の有無	6カ月に1回以上 1カ月に1回以上
	4	3と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度

< 裏面に続く >

< 地下貯蔵施設 >

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	1	・タンク室内、二重殻構造または漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質 ・（必要に応じて）外面の腐食防止措置 ・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置	貯蔵施設の内部の気圧や水位の確認またはこれと同等以上の方法による漏えい等の有無	1年に1回以上 ただし同等以上の方法の場合適切な回数
	2	1と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B基準	3	・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の有無を確認できる措置	漏えい等の有無	1カ月に1回以上
	4	・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の防止のため、内部にコーティング	貯蔵施設の内部の気圧や水位の確認またはこれと同等以上の方法による漏えい等の有無	1年に1回以上 ただし同等以上の方法の場合適切な回数
	5	3または4と同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度